

# Only One

北総教育事務所 特別支援教育通信  
令和5年5月号 No.1

北総教育事務所では、「全ての子どもたちを対象とし、それぞれが抱えている学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた指導・支援の充実」を目指し、「Only One」を発行してまいります。各地区・各学校の特別支援教育の取組への一助となることを願います。

## ◎各学校における特別支援教育 取組チェック

### 特別支援教育推進のための年間計画

校内の全教職員が特別支援教育への理解を深め、主体的に取り組むためには、校内組織の推進体制を整備することが大切です。計画的に進めていくための年間計画の作成は必要不可欠です。

(例) 学校での特別支援教育支援体制の年間計画

校内委員会（月〇回） メンバー：	校内での特別支援教育の取組
4月（月上旬） ○合理的配慮の申し出 ○個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成対象児童生徒のピックアップ ○引継ぎ事項の確認（個人ファイルによる情報収集）	○校内組織の編成 特別支援教育コーディネーターの指名等 ○特別支援教育年間計画作成 ○教育課程の編成
4月～5月末までに ○実態把握 ○合理的配慮の提供について検討 ⇒保護者との面談を実施し合意形成（押印） ○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成 支援方針の検討及び具体化 ・障害特性に応じた学習内容の調整 ・支援の手立てについての共通理解	○特別支援教育全体会 ・支援を要する児童生徒についての共通理解 ・各教科等でのユニバーサルデザインの推進 ○外部機関の活用 ・特別支援アドバイザーの要請
6月 ○具体的支援の実施 ・交流及び共同学習の際、通常の学級の担任と特別支援学級担任とが授業中の様子、支援内容について共通理解し連携を図る。	○授業観察 ・ユニバーサルデザインを取り入れた分かる授業の取組 ○外部機関との連携 ・必要に応じて参観や相談
7月 ○個別の指導計画短期目標の達成状況の確認 ・児童生徒の変容と課題、支援の手立ての検討	
8月 ○支援の手立てについての見直し ・外部機関等との連携 （医療や福祉などから必要な助言を得る）	○校内研修 ・ケース会議 ・事例検討等 ・専門性向上の研修

このように、年間計画に位置付けておくことで、学校内での特別支援教育について、計画的・組織的に進めることができます。

困難さを抱えている児童生徒は、環境の変化（学びの場の変更や担任の変更等）で、実態が変わる場合があります。そこで教職員の皆さんが障害の特性理解を深めたり、手立ての選択肢が増えたりすることで充実した学びに繋がります。下記の資料は特別支援教育に役立つ資料です。QRコードを読み込むことでいつでも確認することができます。

## 1. 千葉県教育委員会 「特別支援教育指導資料(令和5年度版)」

- 第1章 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
- 第2章 特別支援学級等の運営と教育課程の編成
- 第3章 障害のある児童生徒の理解と指導の実際
- 第4章 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実



## 2. 千葉県教育委員会 「学びの困難さに対する指導の手立て集」

小・中学校学習指導要領を踏まえ、学びの困難さを抱えた児童生徒に応じた指導内容や指導方法の考え方、実践が、先生方にとって分かりやすく、より身近なものになるよう、教科ごとに作成されましたのでご活用ください。



## 3. 文部科学省 「障害のある子供の教育支援の手引き」

- 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方
- 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、  
就学先変更のモデルプロセス
- 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応  
(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、  
言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害)



## 4. 北総教育事務所 「自立活動リーフレット」

自立活動を実践する上でのポイントをまとめたリーフレットです。通常の学級でも個別支援を検討する場合には、自立活動を参考にして指導することが学習指導要領に明記されています。氷山モデルや目標設定については特に参考にしてください。



次号からは特別支援アドバイザーによるコラムを掲載していきます。